

《住宅で支払われる報酬等》

価額の算出にあたっては、居間、寝室、客間、書斎、食事室など居住用の室を対象とします。そのため、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下など、また、店、事務室などの営業用の室は含めないことになります。

ただし**本人負担額が現物給与額以上**の場合は報酬に算入しません。

★の部分が現物給与の対象になります

浴室		玄関		洋室★ 4畳	バルコニー
トイレ	洗面所	廊下	台所	居間★ 10畳	
和室★ 6畳					

例) Aさんの住宅（20畳）における現物給与価額

$$1,560 \text{円} (\text{愛知県における畳1畳あたりの価額}) \times 20 \text{畳} = 31,200 \text{円}$$

【パターン①】 Aさんの給与から毎月徴収している本人負担額が40,000円であった場合
 本人負担額（40,000円） \geq 現物給与価額（31,200円）
 ⇒現物給与には該当しません。

【パターン②】 Aさんの給与から毎月徴収している本人負担額が10,000円であった場合
 本人負担額（10,000円） $<$ 現物給与価額（31,200円）
 ⇒差額21,200円が現物給与に該当します。

《食事で支払われる報酬等》

給食や食券を支給している場合で、一部を被保険者本人が負担している場合は、価額から本人負担額を差し引いた額が現物給与の額です。

ただし**本人負担額が現物給与価額の3分の2以上**の場合は報酬に算入しません。

なお、本社管理の適用事業所における支店等に勤務する被保険者の現物給与は、支店等が所在する都道府県の価額を適用します。

※本社管理とは、本社と支店等が合わせて1つの適用事業所になっていることをいいます。

※派遣労働者の現物給与は実際の勤務地（派遣先の事業所）ではなく、派遣元の事業所が所在する都道府県の価額を適用します。

例) Bさんの食事における現物給与価額

1カ月当たりの現物給与価額・・・24,300円

現物給与価額3分の2の価額・・・16,200円

【パターン①】 Bさんの給与から毎月徴収している本人負担額が20,000円であった場合
 本人負担額（20,000円） \geq 現物給与価額3分の2の価額（16,200円）
 ⇒現物給与には該当しません。

【パターン②】 Bさんの給与から毎月徴収している本人負担額が10,000円であった場合
 本人負担額（10,000円） $<$ 現物給与価額3分の2の価額（16,200円）
 ⇒差額14,300円が現物給与に該当します。